

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年5月29日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

栄第二水再生センター護床等緊急対策工事

2 履行（納品）場所

栄区長沼町82番地

3 契約日

令和4年12月23日

4 履行日又は履行期間

令和4年12月23日から令和5年5月31日まで

5 契約金額

¥26,180,000.-（うち消費税及び地方消費税相当額¥2,380,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称新栄重機土木株式会社

所在地神奈川県横浜市南区永田北3-40-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、栄第二水再生センター排水放流口の護床周辺の河床が洗堀されて、護岸の崩落の恐れがあるため、緊急に工事を行います。

8 契約の相手方の選定理由

現場近くの栄第二水再生センター内で「栄第二水再生センター水処理施設（第4系列）反応タンク防食等整備工事」を施工中の新栄重機土木株式会社が、本工事を緊急に施工できる体制を有しているため、随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部栄水再生センター